⑥　彦根発着東濃・南信州周遊コース（観光施設提携型）
⑶ロに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ホに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。
⑦　一宮発着東濃・南信州周遊コース（観光施設提携型）
⑶ロに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。
⑧　名古屋発着東濃・南信州周遊コース（観光施設提携型）
⑶ロに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ニに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑵　割引を適用した後の料金の額
割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普通車
岐阜県周遊コース	4,000円	5,000円
静岡発着岐阜県周遊コース	8,600円	10,700円
浜松発着岐阜県周遊コース	7,200円	9,000円
一宮発着岐阜県内周遊コース（観光施設提携型）	2,600円	3,300円
名古屋発着岐阜県内周遊コース（観光施設提携型）	3,300円	4,100円
彦根発着東濃・南信州周遊コース（観光施設提携型）	4,200円	5,300円
一宮発着東濃・南信州周遊コース（観光施設提携型）	2,900円	3,600円
名古屋発着東濃・南信州周遊コース（観光施設提携型）	2,800円	3,500円

⑶　実施する期間
イ　平成29年７月１日から平成29年11月30日まで（ただし、会社が別途定めて申込サイトで告知する日を除く）。
ロ　平成29年７月５日から平成29年11月30日まで（ただし、会社が別途定めて申込サイトで告知する日を除く）。

⑷　適用区間
①　発着エリア
イ　静岡発着エリア
第一東海自動車道の静岡インターチェンジから遠州豊田スマートインターチェンジまでの区間及び第二東海自動車道横浜名古屋線の新静岡インターチェンジから遠州森町スマートインターチェンジまでの区間。
ロ　浜松発着エリア
第一東海自動車道の浜松インターチェンジから音羽蒲郡インターチェンジまでの区間及び第二東海自動車道横浜名古屋線の浜松浜北インターチェンジから新城インターチェンジまでの区間並びに浜松いなさ北インターチェンジから三ヶ日ジャンクションまでの区間。
ハ　一宮発着エリア
中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから一宮インターチェンジまでの区間。
ニ　名古屋発着エリア
第一東海自動車道の春日井インターチェンジから日進ジャンクションまで区間及び愛知道路コンセッション株式会社が管理する長久手インターチェンジ。ただし長久手インターチェンジを利用する場合は名古屋瀬戸道路利用料金が別途必要。
ホ　彦根発着エリア
中央自動車道西宮線の彦根インターチェンジから湖東三山スマートインターチェンジまでの区間。
②　周遊エリア
イ　岐阜県周遊エリア
中央自動車道西宮線の中津川インターチェンジから関ヶ原インターチェンジまで、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから五箇山インターチェンジまで並びに一般国道475号（東海環状自動車道）の土岐南多治見インターチェンジから関広見インターチェンジまで及び大垣西インターチェンジから養老ジャンクションまでの区間。ただし、一般国道475号（東海環状自動車道）の養老インターチェンジから養老ジャンクションまでの区間が供用した場合は、当該供用した区間も適用区間とする。
ロ　岐阜県周遊エリア（観光施設提携）
東海北陸自動車道の郡上八幡インターチェンジから荘川インターチェンジまでの区間。
ハ　東濃・南信州周遊エリア（観光施設提携）
中央自動車道西宮線の多治見インターチェンジから飯田インターチェンジまでの区間及び一般国道475号線（東海環状自動車道）の土岐南多治見インターチェンジから土岐ジャンクションまでの区間。

⑸　割引相互間の適用関係
本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

変更公告の変更
平成28年10月27日及び平成29年２月28日に公告した企画割引「速旅　ふじのくに歴史めぐりドライブプラン」について、次のとおり改める。

企画割引「速旅　ふじのくに歴史めぐりドライブプラン」

⑴　割引をする自動車
①　首都圏発着①　静岡県域周遊プラン
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①に定める区間内のインターチェンジから⑷㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。
ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
②　首都圏発着②　静岡県域周遊プラン
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②に定める区間内のインターチェンジから⑷㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。
ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
③　首都圏発着③　静岡県域周遊プラン
⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷③に定める区間内のインターチェンジから⑷㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。
ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。